

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（属性要件に基づく契約解除）

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第3条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第4条 受注者は、第2条の各号及び第3条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前3条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請又は再委託先業者（下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときは、全てを含む。以下同じ。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請又は再委託先業者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当

該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第5条 受注者は、契約後に下請又は再委託先業者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請又は再委託先業者等との契約を解除し、又は下請又は再委託先業者等に対し当該解除対象者（下請又は再委託先業者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請又は再委託先業者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請又は再委託先業者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請又は再委託先業者等との契約を解除せず、若しくは下請又は再委託先業者等に対し当該解除対象者（下請又は再委託先業者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 発注者は、第2条、第3条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第2条、第3条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 受注者は、自ら又は下請又は再委託先業者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請又は再委託先業者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。